

College of Design 企画調整室内規

令和6年9月5日

総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として総長室に設置される College of Design 企画調整室（以下「室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 室は、教育研究上の基本組織として College of Design を設置することについて全学的な対話を行いながら、その組織及び教育課程その他必要な事項の具体的な制度の設計並びにそれらの効果的な実現に向けた検討を推進するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) College of Design の教育制度の設計に関すること。
- (2) College of Design の入学者選抜制度の設計に関すること。
- (3) College of Design の設置に伴う関係部局その他の組織との連絡調整に関すること。
- (4) College of Design の設置に伴う文部科学省、学外関係団体及び企業との調整に関すること。
- (5) その他 College of Design の設置に向けた企画調整その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室に、前条の業務に係る特定の事項を検討及び処理させるため、College of Design 構想部会、ワーキンググループその他の組織（以下「部会等」という。）を置くことができる。

(室長)

第4条 室長は、本学の教職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

- 2 室長は、室の業務を統括する。

(副室長)

第5条 副室長は、本学の教職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

- 2 副室長は、室長を補佐する。

(室員)

第6条 室員は、室長が指名する者をもって充てる。

(事務)

第7条 室の事務は、関係部署の協力を得て、本部経営戦略課において処理する。

(補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、部会等の運営に関し必要な事項は、それぞれの部会等において、別に定める。

附 則

この裁定は、令和6年10月1日から実施する。